

● 支給認定



子ども・子育て支援法では、保護者からの申請により、教育・保育施設利用のための認定（支給認定）をあらかじめ行ったうえで、給付を支給する（施設を利用してもらう）仕組みとなっています。

支給認定は、下表に示した次の１～３号の区分で行われます。

認定区分	対 象 者	対象施設
１号認定	満３歳以上（就学前）で、学校教育のみを希望する子ども（保育の必要性なし）	幼稚園、認定こども園
２号認定	満３歳以上（就学前）で、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
３号認定	満３歳未満で、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園、地域型保育事業

● 地域子ども・子育て支援事業



新制度では、すべての子育て家庭を支援するため、一時預かりや地域で親子が交流できる場など、次の１３事業により、地域の子ども・子育て支援に取り組むことになっています。

- （１）利用者支援事業**

子ども又はその保護者の身近な場所で、保育所・幼稚園・認定こども園等の教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。
- （２）時間外保育事業（延長保育事業）**

保育所等の在園児に対して、１１時間の開所時間を超えて概ね午後７時までの保育を実施。
- （３）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）**

共働き家庭など保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後、校内や児童館等において遊びや生活の場を提供することで、小学生の保護・育成と、保護者の子育てと仕事の両立の支援を行う事業。
- （４）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）**

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けさせることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等への入所により、必要な保護・生活援助を行う事業。
- （５）乳児家庭全戸訪問事業（元気に育て！赤ちゃん訪問事業）**

生後３か月頃までの乳児がいる全ての家庭に保健師又は助産師が訪問し、保護者の育児相談、養育環境等の把握や子育て支援に関する情報提供等を行う事業。
- （６）養育支援訪問事業**

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
- （７）地域子育て支援拠点事業（こども広場、地域子育て支援センター）**

公共施設や保育所等の身近な場所で、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
- （８）一時預かり事業**

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、一時的な預かりを実施。
- （９）病児保育事業**

児童が発熱等の急な病気のため、他の児童との集団生活が困難な時期に保育所等に代わって、病院・保育所等に設置された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を実施。
- （１０）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児のみ）**

児童を有する子育て中の保護者を会員（依頼会員）として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する会員（提供会員）との相互援助活動。
- （１１）妊婦健康診査**

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
- （１２）実費徴収に係る補足給付を行う事業**

特定教育・保育等を受けた場合にかかる日用品や文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事等への参加に要する費用に対し、世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき助成する事業。
- （１３）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

(１)民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業、及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業。

(２)多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業。

● 教育・保育提供区域の設定



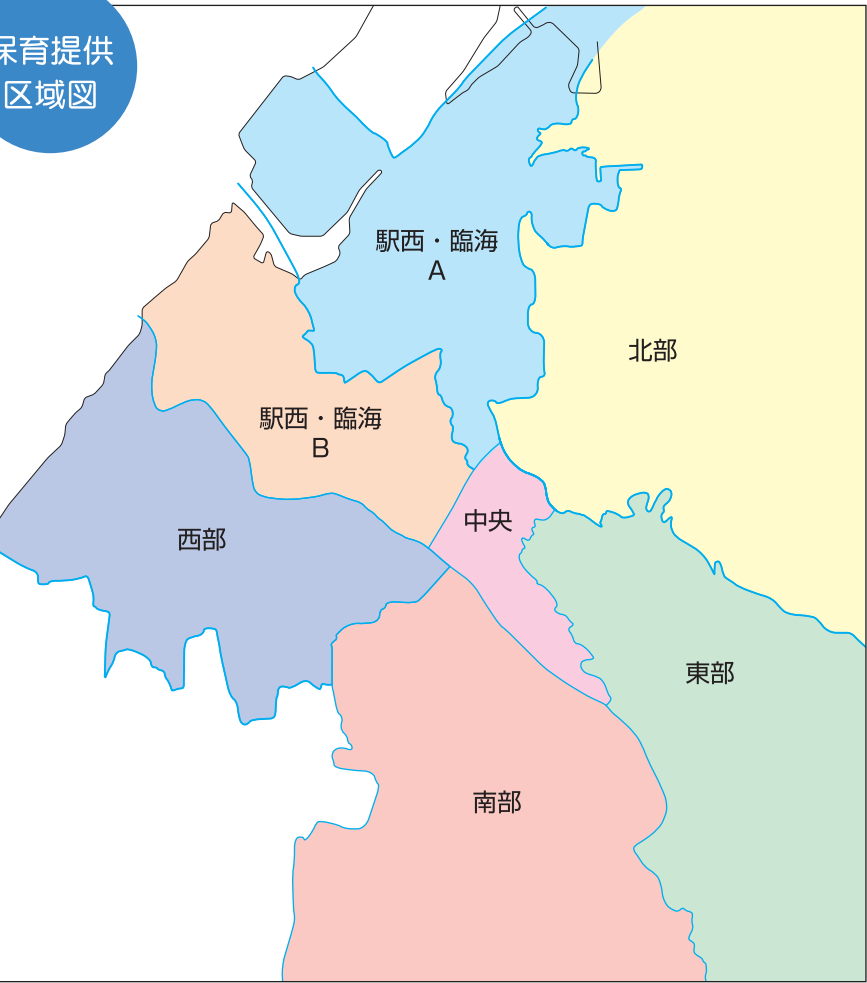
子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、該当区域ごとに「量の見込み」（需要）と「確保の内容」（供給）を図ることとしています。

教育・保育の提供区域の設定においては、地理的条件、子どもの人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に判断することが求められます。

本市では教育・保育の提供区域のうち、「１号認定（教育標準時間認定）」の提供区域については、全市域とします。

一方、「２号・３号認定（保育認定）」の提供区域については、以下の７区域とします。

保育提供区域図



区 域	該当地域（小学校区）＊注
中 央	菊川町、新埦町、中央、味噌蔵町、明成
東 部	小立野、犀川、材木町、田上、東浅川、味噌蔵町、南小立野、杜の里、湯涌
南 部	泉、泉野、内川、扇台、四十万、十一屋、富樫、中村町、長坂台、額、伏見台、三馬、米泉
北 部	浅野町、医王山、小坂、千坂、花園、馬場、不動寺、三谷、森本、森山町、夕日寺
駅西・臨海 A	浅野川、栗崎、大浦、鞍月、諸江町
駅西・臨海 B	野町、金石町、木曳野、大徳、戸板、長田町、西
西 部	押野、新神田、西南部、中村町、緑、三和、安原、米丸

＊（注）小学校区は概ねの目安。上記以外でも複数の区域にまたがる場合があります。